

令和元年度

理事会議事録

青森県国民健康保険団体連合会

令和元年度理事会議事録

1. 日 時 令和2年2月10日（月）13時28分～14時27分

2. 場 所 ラ・プラス青い森 2階 「カメラア」

3. 出席者

理事長	小野寺 晃彦	副理事長	越 善 靖 夫
副理事長	高 樋 憲	常務理事	舩 甚 悟
1番	吉 田 満	2番	長 尾 忠 行
3番	成 田 誠	5番	中 嶋 久 彰
7番	小山田 久	8番	若 宮 佳 一
9番	櫻 田 宏	10番	平 田 博 幸
13番	成 田 隆	17番	有 賀 玲 子
監 事	福 島 弘 芳	監 事	関 和 典

4. 欠席者

6番	宮 下 宗一郎	15番	小檜山 吉 紀
16番	山 本 晴 美	監 事	金 澤 満 春

5. 事務局

奈良事務局長外13名

6. 提出議案

- (1) 報告第1号 令和元年度青森県国民健康保険団体連合会
各会計の収支現計報告の件
- (2) 議案第1号 総会提出議案の件
(別冊第148回通常総会議案)
- (3) 議案第2号 国保総合システム関連業務等委託契約締結の件
- (4) 議案第3号 総会日程決定の件

中 田 課 長	開会を告げた。(とき：13時28分)
小野寺理事長	主催者挨拶。(要旨別紙)
小野寺理事長	規約の定めに従い、議長になる旨を告げた。
議 長	直ちに議事に入り、本会理事の定数は18名、うち欠員1名、本日の出席者は14名で過半数に達したので、本理事会は成立する旨を告げ、議事録署名者は慣例に従い、議長から指名することの了承を得て、3番 成田 理事、8番 若宮 理事の両名を指名し、会議日程を本日一日とすることにそれぞれ決定した。
議 長	先般行われた監査の結果について、監事代表から報告を求めた。
関 監 事	監事を代表して、監査結果について正当と認めた旨報告した。
議 長	議案審議に入り、報告第1号から議案第3号まで全議案を一括上程し、適宜分割のうえ審議することの了承を得た。
議 長	報告第1号令和元年度各会計の収支現計報告の件について、奈良事務局長に説明を求めた。
奈 良 事 務 局 長	事務局長の奈良から説明したい。 理事会議案の1頁をご覧願いたい。 報告第1号は令和元年度各会計の収支現計報告の件である。 2頁をご覧願いたい。 令和元年11月30日現在における一般会計及び各特別会計の総合現計表である。 監事の関西目屋村長から報告されたとおり、内容は監事会で監査を受けたものである。 表の1番下の行をご覧願いたい。 すべての会計・勘定を合わせた収入高の合計は2,479億6,427万7,985円、支出高の合計が2,474億5,564万6,912円、残高は5億863万1,073円である。 この残高については各金融機関で預金管理している。

議
議

長 説明は以上である。
事務局の説明に対して質疑を徹したところ全員異議なく、
報告第1号は承認を得た旨宣した。

長 次に、理事会議案第1号は総会提出議案であり、議決事
項15件となっている。

最初に補正予算関係である。

総会提出議案第1号令和元年度診療報酬審査支払特別会
計補正予算の件、同じく第2号令和元年度後期高齢者医療
事業関係業務特別会計補正予算の件、以上2件について奈
良事務局長に説明を求めた。

奈良事務局長

説明は本日配付の「資料No.1」で行いたい。

総会提出議案第1号、第2号の補正予算案については、
提案理由が2つの議案に跨っているものもあることから、
本資料で取りまとめの上、簡潔に説明したい。

1頁をご覧いただきたい。

提案理由は3点ある。

1点目は審査の高度化等に関する予算補正である。

理由の①として、国保中央会と被用者保険の審査を扱う
社保支払基金は現在、国の意向を受け、レセプトオンライン
請求システムなどを共同で開発している。

今般、この開発中のシステムにBRMSという新しい仕
組みを導入することが打ち出され、これが正式に決定され
ると各国保連には多額の負担が求められることになる。

それに備えるため、関連する2つの会計において「I C
T積立資産」を積み増ししたいというものである。

具体的には②のとおり、国保の診療報酬審査支払特別会
計において2,036万3,000円、後期高齢者医療事
業関係特別会計において1,545万6,000円を、そ
れぞれ前年度繰越金を財源に積み増ししたいという主旨で
ある。

2点目は消費税納付額の増加に伴う予算補正である。

平成30年度に国の指示により導入した情報集約システ

ムの運用委託料の新設と、同システムの調達終了による課税支出の減少により、平成30年度消費税確定額が予算措置額を上回ったため、関連する国保の診療報酬審査支払特別会計において、前年度繰越金を財源に不足額113万円を公課費に追加したいというものである。

3点目は国保中央会に派遣している職員に係る派遣経費への課税対応である。

今般、国税庁から全国の国保連が国保中央会に派遣している職員の「帰省旅費、着後手当等は源泉徴収の対象となる」との見解が改めて示され、税務署の指導により追加納付する必要が生じたので、国保の診療報酬審査支払特別会計において、前年度繰越金を財源に追加納付額32万8,000円を公課費に追加したいというものである。

2頁には只今説明した内容を会計毎に整理して載せている。

次の3頁は各会計補正予算の総括表である。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会議案提出第1号及び第2号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、総会提出議案第3号令和2年度事業計画の件について舛甚常務理事に説明を求めた。

舛 甚 常 務 理 事 常務理事の舛甚である。

令和2年度の事業計画について、資料No.2で説明したい。

1頁をご覧願いたい。

第1点目は国保関連制度の改善対策である。

まず、(1)の保険者努力支援制度の抜本的な強化についてであるが、この制度は平成30年度から本格実施され、県や市町村の医療費適正化や健康づくり等の運営努力に応じ、総額1,000億円が競争配分されているところである。

令和2年度の政府予算案では、理事長の挨拶にもあった

ように更に500億円増額し、人生100年時代を見据えた予防・健康づくりをより強力に推進するものである。

増額される500億円の内訳は、右側の上の図の①予防・健康づくり事業費として200億円を割り当て、現在国庫補助事業として実施している「国保ヘルスアップ事業」と統合する形で交付され、事業経費への支援部分が総額250億円規模に見直される。

残りの300億円については、事業費に連動して配分するというので、これは、左側の図の一番上の事業スキームの②の※印に記載のとおり、「既存の予防・健康づくりに関する評価指標に加え、①の予防・健康づくり事業を拡大することにより、高い点数が獲得できるような評価指標を設定し配分する」ということである。

この300億円は、これまでの努力支援交付金と同様に納付金の減額に充てることができるため、予防・健康づくり事業への取組が国保財政の健全化に更に直接的に関わってくることになる。

下の囲みの(2)新規500億円増分の交付金獲得に向けた市町村の取組への本会の支援についてである。

まず、①の国保ヘルスアップ事業は、市町村において「特定健診未受診者対策」、「特定保健指導未利用者対策」などの生活習慣病予防対策や「糖尿病」などの重症化予防対策を実施するとともに、国保連合会に設置の保健事業支援・評価委員会を活用した事業展開が求められている。

本会としては、国保データベースシステム、略称でKDBシステムと呼んでいるが、その利活用の促進に努めるとともに、市町村が実施する健康づくり事業への支援を引き続き実施していきたい。

②の効果的なモデル事業であるが、市町村は県からモデル市町村の指定を受け、先進的な保健事業として医療費分析を行ったうえで「保健指導」や「重症化予防」など、県との協働による事業展開も検討することとされている。

本会としては、県及び市町村の取組状況を踏まえ、それに対応した支援策を検討したいと考えている。

2頁をご覧願いたい。

(3)は既存の市町村分500億円の交付金獲得に向けた市町村の取組への支援である。

令和2年度に交付される市町村分の交付金の評価指標は、点数配分の高い順に下の表の黄色で網掛けしている「後発医薬品の使用割合」、「糖尿病等の重症化予防の取組」、「保険税収納率」などとなっており、交付金を獲得するためには、これらの事業に対する重点的な取組の強化が求められるところである。

この評価指標は毎年見直されることになっているが、本会としては、引き続きジェネリック医薬品の使用割合の向上に向けた差額通知書の作成・発送業務や糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者抽出などに活用できるKDBシステムの利活用の促進、保険税収納率と特定健診実施率の向上関係の広報を実施し、市町村を支援していきたいと考えている。

3頁をご覧願いたい。

第2点目は共同処理業務の推進についてである。

市町村国保事務の効率化、広域化等に向けた本会の主な取組をまとめたもので、本年度同様、①の保険者事務の共同実施をはじめ、保険者努力支援制度に関連する②の医療費適正化、③の収納対策、④の保健事業関係業務を推進することとしている。

4頁をご覧願いたい。

(2)はオンライン資格確認等システムの導入準備についてである。

既に承知のことと思うが、国では来年の3月からマイナンバーカードの提示により、医療機関での受診が可能となるよう準備を進めている。

下の図の赤い線で囲んでいる、本会の「国保情報集約シ

システム」を經由して情報連携することになるので、本会では情報セキュリティに関する認証を新年度内に取得にできるよう、万全の体制で取り組むこととしている。

5頁をご覧願いたい。

第3点目は国保診療報酬審査支払業務等の推進についてである。

水色の棒グラフの国保の支払額は、元年度は1,004億円と見込んでいるが、加入者が減少しているので、実際に決算すれば前年度を下回ると思っている。

一方、ピンク色の後期は加入者数及び医療費ともに徐々に増加している。

60名のお医者さんで構成する審査委員と連携し、適正審査に努めることとしている。

6頁をご覧願いたい。

第4点目は保健・医療・福祉対策の推進である。

平成30年度分の特定健診実施率の速報値が昨年11月に公表された。

県平均が38%と前年度に比べ0.9ポイント増加している。

この健診実施率のそれぞれの市町村の目標達成に向け、引き続き広報活動や保健協力員活動の活性化などに取り組んでいきたい。

次の7頁は特定保健指導の実施率をグラフ化したものであるので、参考にしていただきたい。

8頁をご覧願いたい。

(2)は、新年度から実施される高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についてである。

この事業は高齢者に対して切れ目のない保健事業を実施するため、中段右側の黄色い囲みに記載のとおり、市町村が後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、保健事業と介護予防を一体的に実施するというものである。

右下の赤い枠の部分であるが、私ども国保連合会に対し

では、取組事例の収集やデータ分析手法の研修会を開催し、KDBシステムの利活用を促進することが求められている。

本県においては既に県、後期高齢者医療広域連合、本会の三者による打ち合わせ会を昨年5月から毎月開催しており、この事業が円滑に推進できるよう準備を進めているところである。

9頁をご覧願いたい。

(3)は、ビッグデータを活用した保険者機能の強化に向けた取り組みである。

本会では、図の真ん中にある健診・医療・介護のデータを活用した情報を各市町村に提供している。

先程来、何度も出てきているKDBシステムのデータは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施にも活用されることになっているので、市町村での利活用の促進に努めるとともに、機能の充実に向けて国保中央会とも連携していきたい。

10頁をご覧願いたい。

第5点目は介護保険の関連業務についてである。

本県の介護給付費の支払状況であるが、制度がスタートして20年目になる令和元年度は1,338億円になる見込みである。

11頁をご覧願いたい。

(2)は、介護保険における財政的インセンティブの強化についてである。

国の①「保険者機能強化推進交付金」は平成30年度に創設され、総額200億円を県・市町村へ交付しているが、令和2年度の政府予算案では、さらに200億円を追加し、国保と同様の「保険者努力支援交付金」を新設することで、財政的なインセンティブを強化し、介護予防・健康づくりを推進するものである。

12頁をご覧願いたい。

(3)は、既存の交付金の獲得に向けた市町村の取組へ

の支援についてである。

令和元年度における市町村分の評価指標のうち、点数配分の高いものは真ん中の枠で黄色い網掛けをしている「地域包括支援センター」、「在宅医療・介護連携」、「介護予防・日常生活支援」、「介護給付の適正化」関係の事業となっており、交付金獲得のためには、これらの事業に対する重点的な取組の強化が求められる。

上の枠の中程のただし書のとおり、この交付金も評価指標は毎年見直されることとなっているが、本会では介護予防への支援として住民主体の通いの場に関する相談・助言に加え、介護給付の適正化への支援として、ケアプラン点検に用いる分析情報の提供や介護給付費通知の作成業務などを引き続き実施することとしている。

一番下の（４）は、新設の保険者努力支援交付金の獲得に向けた市町村の取組への支援についてである。

この交付金の評価指標については、現在検討中とされているが、現段階での国の説明によると、①の施策・事業の実施による効果・成果を評価する指標と②の施策・事業の過程を評価する指標で構成する予定とされている。

ポイントとしては、どちらの指標にも盛り込まれている「住民主体の通いの場」に関する取組に重点が置かれるようである。

本会としては、引き続き相談・助言などで支援したいと考えている。

13頁をご覧願いたい。

第6点目は障害者総合支援給付関連業務についてである。

（１）の障害関係の給付費、（２）の障害児給付費とも年々増加している。

審査支払業務の円滑な運営に努めていきたい。

14頁をご覧願いたい。

第7点目は医師確保対策事業の推進である。

（１）は本会が事業主体として実施している医師修学資

金支援事業の修学生の年度別推移である。

平成17年度から令和元年度までの15年間において、入学料と授業料を貸し付けている「一般枠」は、「学士枠」も含めると青い色の部分で274名である。

また、月10万円の奨学金を併せて貸し付けている「特別枠」は赤い色の部分で76名である。

本年1月1日現在の支援修了者を含めた修学生の合計は350名である。

15頁をご覧願いたい。

(2)は、この事業に係る規則等の改正についてである。

これは弘前大学医学部における地域枠の入学要件が変更となることに伴い、規則等を改正するものである。

その概要であるが、「1」の対象者は特別枠、一般枠とも、従来は本県出身者であれば一般入試で合格した学生であっても貸し付けすることができたが、今後はAO入試の青森県内枠で入学した学生27名が必ず修学資金を借りることになる。

学士枠3名については、青森県内出身者に限定することとしている。

また、「2」の返還免除要件に関しては、これまで①の特別枠のみとしていた地域医療支援センターへの登録を、②の一般枠及び③の学士枠にも必須とするとともに、卒業後の県内指定医療機関での勤務年数についても、②の一般枠を見直し、全ての貸与者が支援期間の1.5倍に変更となる。

さらに、①の特別枠に関しては、町村部施設で需要が多い内科、外科、整形外科、総合診療科の医師として勤務することも追加される。

現在、県と弘前大学との間で書類の提出方法など事務手続きについて、規則の条文を含め調整中で、令和2年4月施行となることから、理事長専決で対応することをご了承願いたい。

議
議

長
長

説明は以上である。

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異疑なく、
総会提出議案第3号は原案どおり決定する旨宣した。

次に、予算関係である。

総会提出議案第4号令和2年度一般会計予算の件から第
14号令和2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別
会計予算の件までの計11件について、奈良事務局長に説
明を求めた。

奈良事務局長

予算案については議案書では180頁にわたっているこ
とから、要点を簡潔に説明するための資料を用意した。

本日配付の資料No.3「令和2年度本会予算（案）説明資
料」をご準備願いたい。

1頁をご覧願いたい。

はじめに予算総括表である。

総会提出議案第4号の一般会計から1番下の第14号
特定健診関係特別会計までの合計額は

4,763億9,781万8,000円で、前年度に比べ
60億6,086万9,000円の増である。

続いて、各会計の予算概要を説明したい。

2頁をご覧願いたい。

この資料の構成であるが、左から議案番号、会計区分、
その右隣りに歳入面での前年度予算との比較・説明、二重
線を挟み、一番右が歳出面の前年度予算との比較・説明で
ある。

それぞれ主な増減理由については赤字で表記している。

まず、総会提出議案第4号は一般会計の予算である。

会計の名称の下に負担金の賦課基準額を記載しているが、
一般負担金・平等割は1保険者当たり20万円、被保険者
数割は1人当たり254円で、いずれも据え置くこととし
ている。

歳入歳出の状況は千円単位で記載しているが、合計額以
外は万円単位で説明させていただきたい。

歳入1款・負担金は、被保険者数の減少が今後も続く見込みであることから306万円の減額としている。

5款・繰越金については、令和元年度決算見込みをもとに620万円の増としている。

続いて歳出であるが、2款・総務費は135万円の増である。

理由欄の下から2つ目、新たに情報セキュリティ対策強化経費64万円を見込んでいる。

これはオンライン資格確認の開始により、外部機関による情報セキュリティ認証を取得する経費で、今回、各会計に按分して予算措置している。

3款・事業費は人件費の減少が主な要因で、前年度比490万円の減である。

4款・積立金であるが、500万円増の800万円である。

平成30年度に国保審査会計の赤字補填のために繰り出した3,953万円の積戻し分である。

以上で、一般会計の合計額は、前年度比163万2,000円増の1億3,426万6,000円である。

3頁をご覧願いたい。

続いて、総会提出議案第5号は国保の医療費関係を経理する診療報酬審査支払特別会計の予算である。

まず、運営費を経理する業務勘定である。

審査支払手数料の単価は83円76銭で据え置きとしている。

歳入面であるが、1款・手数料はレセプト件数の大幅な減少が見込まれており、前年度比2,401万円の減である。

2款・国庫支出金は2,453万円の減で、KDBシステム機器更改への国庫補助が終了したことによるものである。

5款・受託事業収入は646万円の減であるが、これも

レセプト件数と被保険者数の減少により、各業務委託料とも減少するものである。

続いて右側の歳出関係では、1款・総務費は前年度に比べ2,514万円の減である。

理由欄の5つ目の丸の国庫補助対応した「KDBシステム」をはじめ、各種機器更改が終了したことが主な要因である。

5款・積立金は188万円の増である。

新たなシステム経費負担に備えるため、ICT積立金を積み増しすることとしている。

以上で、業務勘定の合計額は前年度比2,283万9,000円減の6億8,886万3,000円である。

続いて4頁をご覧願いたい。

この特別会計には、業務勘定のほかに4つの支払勘定がある。

支払勘定については、医療費等を保険者から受け入れ、医療機関などに支払う、いわゆるトンネル勘定である。

一番上は国保の医療費分で、合計額は前年度比14億2,176万円減の1,030億8,556万3,000円と見込んでいる。

その下は公費負担医療の支払勘定であるが、難病や乳幼児医療など20項目の公費負担医療を経理しているもので、合計額は前年度に比べ3億9,865万3,000円減の38億1,545万7,000円としている。

その下は出産育児一時金等支払勘定で、合計額は前年度に比べ5,040万円減の5億402万円としている。

一番下は、国の風しん追加対策に係る抗体検査・予防接種費用を経理しているものである。

令和2年度は国が「受診対策を強化する」としているので、合計額は前年度比7,545万2,000円増の5億2,577万9,000円としている。

次に、5頁をご覧願いたい。

総会提出議案第6号は職員退職手当特別会計である。

歳入の増減理由欄にあるように、定年退職者1名への退職金支払いと積立計画に基づく各会計からの繰入金により、定期預金利息を合わせた令和2年度末の保有額は、前年度比216万円減の1億1,620万9,000円となる見込みである。

次に、総会提出議案第7号は国保新聞等特別会計である。

国保新聞や参考図書在市町村への斡旋、さらに、市町村が使用するパソコンのリース料などの費用を経理する会計で、合計額は前年度に比べ472万6,000円増の9,882万3,000円である。

増額の主な要因は、特定健診の機器更改により市町村の健診業務端末が延長再リースから通常リースになり、リース料が増額するものである。

次に、総会提出議案第8号は第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計である。

この会計は、交通事故などでかかった医療費を市町村等に代わって保険会社や加害者から求償し、当該市町村等に送金しているもので、令和2年度の取り扱い額は前年度に比べ3,000万円増の3億3,000万円を見込んでいる。

次に、総会提出議案第9号はレセプト電算処理システム準備積立金特別会計である。

この会計は、社保支払基金と国保中央会が行っているシステム共同開発経費に充てるものである。

手数料の単価は国が定めており、1件当たり68銭で前年度同額である。

市町村から受け入れした手数料全額を国保中央会に特別分担金として拠出することになっており、合計額は前年度に比べ8万1,000円減の383万6,000円である。

続いて6頁をご覧願いたい。

総会提出議案第10号は介護保険関係の特別会計である。

まず、業務勘定であるが、審査支払手数料単価は71円で据え置きである。

歳入1款・手数料は519万円の増である。

これは主に、介護事業所等がインターネット請求をする際に必要な電子証明書の発行が増える見込みのため、その手数料の増で、これはそのまま認証機関に支払うものである。

5款・繰入金は1,510万円の減である。

元年度に機器更改に合わせて行った繰り入れが不要となるものである。

歳出面では、1款・総務費が1,104万円の増である。

これは、先ほどの電子証明書発行手数料の認証機関への支払い分の増が主な要因である。

4款・国保中央会負担金は924万円の減である。

機器更改終了によりシステムを共同運用している国保中央会への負担金が減少するものである。

以上で、業務勘定の合計額は、前年度に比べ394万1,000円減の2億1,165万7,000円である。

続いて、その下は介護給付費の支払勘定である。

介護給付費は前年度比0.5%程度の伸びと見込み、合計額は前年度に比べ6億8,400万円増の1,404億9,639万7,000円としている。

その下の公費負担医療支払勘定は、毎年支払額がほぼ固定していることから、合計額は前年度同額の18億8,329万5,000円としている。

7頁をご覧願いたい。

総会提出議案第11号は障害者総合支援法関係の特別会計である。

まず、業務勘定であるが、審査支払手数料単価は160円の据え置きとしている。

歳入であるが、1款・手数料は425万円の増で、理由欄にあるとおり障害レセプトの伸びが見込まれている。

一方、歳出面では1款・総務費が513万円の増である。主に元年度に機器更改したシステムの関連経費で、データ移行作業などによるものである。

以上で、業務勘定の合計額は前年度に比べ815万円増の5,422万2,000円である。

その下は障害介護給付費の支払勘定である。

障害給付は前年度に比べ9.2%と大きな伸びが見込まれており、合計額は前年度に比べ32億2,560万円増の383億103万7,000円としている。

その下の障害児給付費は18歳未満の給付費で、こちらも多く伸びる見込みであり、合計額は前年度に比べ9億3,600万円増の53億6,407万9,000円である。

続いて、総会提出議案第12号は医師確保対策事業特別会計である。

この会計は歳出から説明したい。

歳出1款・事業費が令和2年度の学生への修学資金支援費で、前年比152万円減の1億4,365万3,000円となっている。

これを歳入の1款市町村の負担金と2款・県支出金でそれぞれの負担割合に応じて拠出するものである。

1款の市町村負担金には4款・繰越金が充当されるので、実際の負担額が前年度比992万円減の1,985万円となる。

なお、繰越金にある電気事業連合会寄付金に係る未調整分1,150万6,000円は、同連合会より市町村の負担軽減に活用するよう県を通して指示があったため、今回、市町村負担金に全額充当するものである。

以上で、この会計の合計額は前年度比1,838万3,000円減の1億4,365万6,000円である。

続いて8頁をご覧願いたい。

総会提出議案第13号後期高齢者医療事業関係の特別会

計である。

まず、業務勘定であるが、審査支払手数料単価は69円17銭の据え置きである。

歳入面では、3款・広域連合からの受入金が322万円の増である。

これは広域連合からの各種業務の委託料で、電算処理システムが更新されたための保守料の増額分等によるものである。

6款・繰越金が1,324万円の増となっているが、これは元年度に行った機器更改が国保中央会の一括調達により経費が削減されたことによるものである。

続いて、歳出面では1款・総務費が186万円の増である。

これは、理由欄の○の2つ目と3つ目にある元年度に行った機器更改経費が不要となった一方で、下から3つ目の法改正によるOCRシステム改修などが新たに必要となったことによるものである。

6款・積立金は1,804万円の増であるが、これも今後のシステム経費負担に備えるためICT積立金に積み増しするものである。

以上で、業務勘定の合計額は、前年度に比べ2,309万6,000円増の7億8,254万2,000円である。

その下は、後期高齢者に関する医療費を経理している支払勘定である。

医療費の伸びを考慮し、合計額は前年度に比べ30億円増の1,774億8,020万3,000円としている。

一番下の公費負担医療支払勘定は、高齢者の15項目の公費負担医療費を経理しており、合計額は前年度に比べ3,780万円増の5億3,963万6,000円である。

次の9頁をご覧願いたい。

総会提出議案第14号は特定健診関係の特別会計である。まず、業務勘定であるが、手数料は190円で据え置き

である。

主な点としては、歳入2款・積立金繰入金が668万円の減である。

元年度に行った機器更改のための積立金の取り崩しがなくなるためである。

4款の下、国庫支出金を廃款とし、3,500万円の減としているが、これも機器更改のための国庫補助の終了によるものである。

歳出面では、1款・総務費が4,388万円の減である。

これも令和元年度に行った機器更改経費が不要となるためである。

2款・積立金が900万円の増となっているが、令和3年度から発生する新システムの保守料の支払いに備えるものである。

以上で、業務勘定の合計額は前年度に比べ3,776万7,000円減の3,752万1,000円である。

その下は国保被保険者の特定健診等費用の支払勘定で、加入者の減少の影響により、合計額は前年度に比べ4,560万円減の11億6,463万8,000円を見込んでいる。

一番下は後期高齢者の健診費用の支払勘定である。

合計額は前年度に比べ3,600万円増の6億3,611万9,000円である。

最後に10頁をご覧願いたい。

積立金の状況である。

ただいま説明した各会計の積立計画による令和2年度末の保有額見込みは下から2つ目の8番合計額欄で、前年度に比べ6,307万1,000円増の3億4,808万3,000円の見込みである。

予算関係の説明は以上である。

議

長

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第4号から第14号までの計11件の議案は、

原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、総会提出議案第15号理事の補充選任の件について、奈良事務局長に説明を求めた。

奈良事務局長 総会議案の205頁をご覧願いたい。
 総会提出議案第15号は理事の補充選任の件である。
 本会の理事については、現在、県町村会推薦理事が1名欠員となっている。
 先般、県町村会から野辺地町長の野村秀雄さんを推薦する旨の通知があったので、「本会役員を選任方法等に関する規則」に基づき、総会において選任したいという主旨である。

議 長 説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第15号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 以上で、理事会議案第1号の審議終了を告げ、総会提出議案については、来るべき第148回通常総会に提案することとした。

議 長 次に、理事会議案第2号国保総合システム関連業務等委託契約締結の件、同じく第3号総会日程決定の件、以上2件について奈良事務局長に説明を求めた。

奈良事務局長 理事会議案の4頁をご覧願いたい。
 理事会議案第2号は「国保総合システム関連業務等委託契約締結」の件である。
 市町村からの委託並びに法の定めにより実施している国保総合システム関連業務等の明年度の委託内容が固まったので、これに係る契約を締結したいという趣旨である。
 5頁の「国保総合システム関連業務等総括表」をご覧願いたい。
 「1」の「業務別内訳」で主なものを説明したい。
 まず、令和2年度は消費税率10%が平年度化するので、各業務ともその分が増額となっている。
 次に(3)の「国保医療費通知作成業務」であるが、こ

の通知書を被保険者が確定申告に使用できるようにするために
行ったシステム改修が終了したため、前年度に比べ
188万円減の1,845万4,051円となっている。

(5)の「介護保険関連業務」は機器更改した新システム
に関連する保守料の発生と本稼働に向けた設定作業など
により、前年度に比べ112万円増の2,195万
1,152円である。

(9)の「後期高齢者医療広域連合電算処理システム運
用・保守業務」であるが、電算処理システムサーバの無償
保守期間が終了するので、前年度に比べ191万円増の
7,990万8,744円である。

(14)の「あはき療養費に関わる運用業務」は令和元
年度中途から開始したが、2年度は平年度化するため前年
度に比べ27万円増の304万9,200円である。

(15)の「風しん追加対策に関わる運用業務」である
が、これも同様に元年度中途から開始したもので、業務の
平年度化により前年度に比べ173万円増の307万
8,240円である。

以上で、表の下の大きい「2」の総合計額は3億
5,479万5,995円で、前年度に比べ422万
6,482円の増である。

続いて、58頁をご覧願いたい。

理事会議案第3号は総会日程決定の件である。

総会の日程は理事会で決定することになっている。

事務局が準備した日程は、日時が令和2年2月21日、
金曜日、午後1時30分から、場所はアップルパレス青森、
3階「ねぶたの間」を予定している。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、
理事会議案第2号並びに第3号の計2件の議案は、原案ど
おり決定する旨宣し、総会の開催日程が決定されたので、
各理事の出席方を要請した。

議 長
越 善 副 理 事 長

全議案の議了を宣した。(とき：14時26分)
閉会挨拶。(とき：14時27分)

上記理事会の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2 年 2 月 26 日

議 長

小野寺晃彦

令和 2 年 2 月 27 日

議事録署名者

成田 誠

令和 2 年 2 月 28 日

同 上

若宮 佳一

理事会理事長挨拶文

とき 令和2年2月10日(月) 午後1時30分

ところ ラ・プラス青い森 2階「カメラア」

大変お忙しいところ、役員の皆様には、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

青森県国民健康保険団体連合会令和元年度の理事会と
いうことでご案内させていただきました。

平素より、私ども国保連の運営にご協力賜り、誠にあり
がとうございます。

さて、平成30年4月から都道府県が国保財政運営の中で
中心的な役割を担うという新たな国保制度を開始してご
ざいますが、ここまでは県並びに各市町村のご協力のもと、
順調に運営出来ているものと思っております。

この新制度の安定的な運営のためには、まずもって国の
確約した毎年³⁴⁰⁰億円の公費投入をはじめとした、財政基盤
強化対策が重要なところでございます。

昨年末の閣議決定されました令和2年度の政府予算案
では、³⁴⁷²億円の財政支援分が確保されたという報道がなさ
れております。

また、「全世代型社会保障」の一環として、疾病予防・健康づくりを強力に進めるといふ観点で、「保険者努力支援制度交付金」に市町村の運営努力に応じて100億円を競争配分するものを500億円上積み、1500億円にされるといふ制度変更もなされております。

また、介護保険分野におきましても、介護予防等への取り組みを強化する、国保と同様のインセンティブ交付金が新設されております。

これら交付金は、私ども市町村にとっての事業運営にも大きく影響して参りますので、本会としては、交付金配分の評価に直結する、市町村の介護予防・健康づくり事業、それから医療費適正化対策事業への支援に、これまで以上に努めて参ります。

さて、本日の議題でございますが、来る通常総会に提出する、明年度の事業計画と予算案についてご審議をいただきます。

具体的な内容を事務局より説明して参りますが、事業運営については、本会の主要事業であります、医療・介護・障害に係る審査支払業務の適正運営に努めていくものでございます。

また、市町村においては、本会に蓄積されております、医療・介護・健診のいわゆるビッグデータを活用した取り組みが強く求められているところでございますので、こうしたデータ管理、各種共同処理業務についても、セキュリティ対策を強化したうえで、万全の体制で臨むという旨を報告して参ります。

また、予算関係につきましては、国保加入者減少に伴い、手数料収入が落ち込んでいる中ではありますけれども、これまで以上に経費節減に努め、一般負担金・各審査支払手数料いずれも、現行通り据え置きの方でご提案させていただいているところでございます。

明年度においても、職員一丸となって、一層の市町村支援に取り組んでいくということでございますので、慎重審議のうえ、しかるべきご承認、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。